

# ニチハ金属保証システムのご案内

ニチハ金属外装工事店と連名による

金属製 外壁材・屋根材 (新築・リフォーム)

外装【雨水の浸入防止】

# 10年保証を開始!!

(元請会社様向け)

## 品確法に対応し、強力な業務支援となります。

2000年(平成12年)に「住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)」が施行され、新築住宅の取得契約に於いて、基本構造部分(構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分)の瑕疵について10年間の担保責任を負わねばならないことが義務づけられました。「雨水の浸入を防止する部分」に「外壁」・「屋根」が含まれています。こうした住宅の外装については、瑕疵が生じた場合、商品と工事の両方に責任を問われます。

住宅会社・リフォーム元請け会社様などは、品確法に備えて完成保証などに加入されていますが、外装に関しては施工責任を問うケースが多くなっております。そこでニチハはニチハ金属外装工事店と連名で元請会社様などに対し保証するシステムを提供いたします。

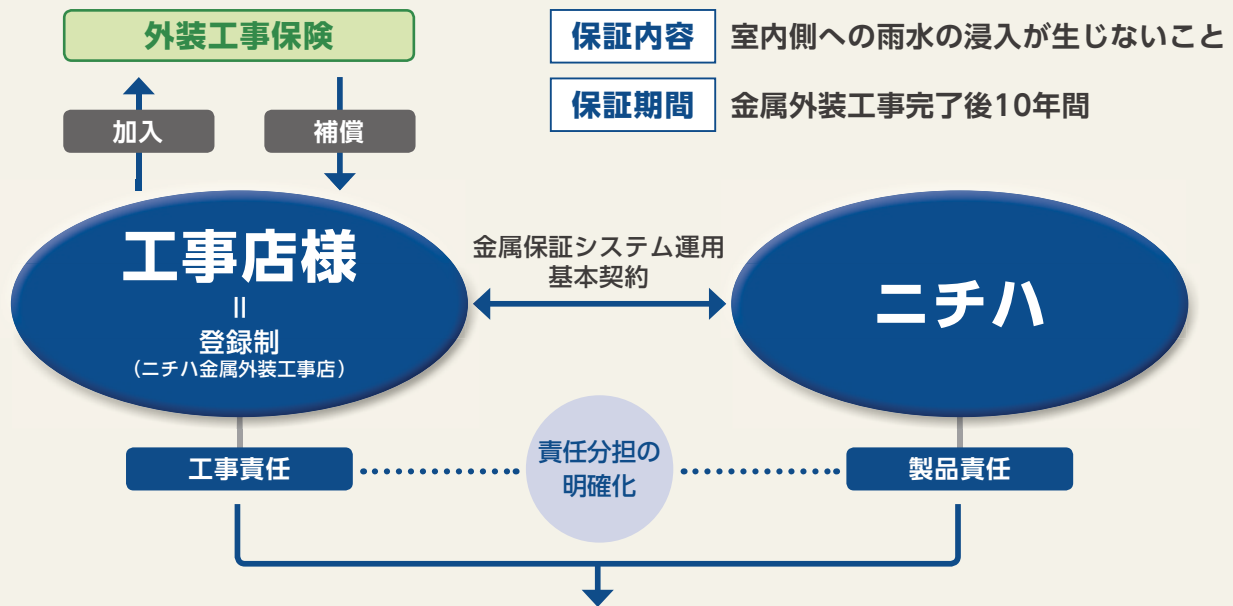
## 住宅会社様を対象とし、「室内側への雨水の浸入が生じないこと」を保証します。

材料に起因する「室内側への雨水の浸入」については、ニチハが責任をもって補償いたします。

工事に起因する「室内側への雨水の浸入」については、ニチハ金属外装工事店が責任をもって補償いたします。

## ニチハ金属保証システムの概要

ニチハ金属保証システムは、一般の製品保証とは異なり、工事店の登録制など各諸条件が必要となります。



## 連名で保証 … 物件毎 (雨水の浸入防止10年保証)

ニチハ金属外装工事店(登録制)による施工物件で所定の申請手続きをされた物件に対して  
ニチハ金属外装工事店と連名による保証書を発行。

元請会社様(住宅会社・リフォーム元請け会社・工務店)

※ニチハ金属保証システムに関する詳しい内容は、最寄りの弊社営業所までお問い合わせください。

#### ■保証期間

保証期間は、施工完了日から10年間といたします。ただし、ニチハ株式会社出荷後6ヶ月を超えた製品を使って施工された場合、出荷日から6ヶ月を経過した日の翌日を保証期間の始期とします。なお、本保証に基づき補償が行われた場合でも保証期間の変更はありません。

#### ■保証対象地域

沖縄県および離島を除く日本国内に限りです。

#### ■保証条件

- (1)ニチハ株式会社が定める設計施工資料集(施工当時の最新版)に従い、純正又は推奨の部材を使用し、標準施工法で施工されている日本国内の木造軸組または木造枠組みで、ニチハ株式会社より保証書が発行された物件。
- (2)ニチハ株式会社と金属保証システム運用基本契約を結んだ外装工事店(以下、工事店という)により、施工された物件であること。
- (3)ニチハ株式会社ホームページに掲載する内容等に準じた適切な施工、および適切なメンテナンスがなされていること。  
また、建物は建築基準法や関連する法律に準じて建築されていること。
- (4)不具合が発見されたとき、お施様より速やかに元請会社様に、その不具合について通知されていること。
- (5)元請会社様が、保証申請書原本とニチハ株式会社が発行した保証書を保管していること。
- (6)不具合発見後直ちに、当該不具合が補修されるまでの間、当該箇所以外に影響を及ぼさないように保護措置がとられていること。
- (7)保証対象品が補修されるまでの間、元請会社様、施工関係業者様およびニチハ株式会社が当該不具合が発生した物件へ立ち入り、調査を行うことをお施様に許諾いただけること。

#### ■保証対象者

元請会社様を対象とします。また保証対象者は、本保証書によって発生する権利義務の一部または全部を、第三者に譲渡し、引き受けさせ、あるいは担保の用に供することはできません。

#### ■責任範囲

- (1)ニチハ株式会社の販売する商品自体の瑕疵による不具合については、ニチハ株式会社とその責任で補償する。
- (2)外装工事の瑕疵による不具合については、工事店がその責任で補償する。

#### ■補償方法

保証内容に抵触する事態が生じた場合は、元請会社様が保管している保証書および保証申請書をご呈示いただいた上で、不具合が対象製品または外装工事に起因することをニチハ株式会社または工事店が認めることを条件に、不具合が生じた部分を限度として、不具合の発生していない部分と同程度に修復させるものとし、次のいずれかのうち、ニチハ株式会社が最も適切と判断した方法をもって対応します。

- (1)不具合部分の対象製品自体の補修。
- (2)不具合部分を対象とした代替製品の無償提供。
- (3)不具合部分を対象とした下記に査定する販売価格(※)に相当する金額の返金。
  - ・施工後2年以内に発覚した不具合の場合、販売当時の販売価格を上限として弊社が査定する金額。
  - ・施工後3年目以降保証期間満了までの間に発覚した不具合の場合、経過年数ごとに減額された製品査定額を上限としてニチハ株式会社または工事店が査定する金額。  
※防水紙・シーリング等の付属部材、胴縁下地、仮設足場および施工手間に相当する価格は除きます。
- (4)その他、元請会社様、工事店およびニチハ株式会社で協議の上最も適切と判断した方法。

#### ■免責事項

- (1)建物の場所に関するもの 一変質・変形するおそれのある場所に使用されたことに起因する不具合—  
一般に通常の環境条件下で正常に使用された場合に保証するものとし、下記のような特殊な環境、過酷な条件下で使用された場合を除きます。
  - ①海岸近く(センターサイディング®シリーズは1km以内、その他は5km以内)の塩害発生のおそれのある地域での不具合。
  - ②融雪剤・凍結防止剤・塩等による塩害発生のおそれのある地域での不具合。
  - ③地盤もしくは周辺環境に起因する不具合。
  - ④特殊環境地域(温泉場、焼却炉付近、特殊ガス・熱・酸・アルカリ・塩酸を発生する施設や工場、塩害地域、湖・河川等の周辺で常時しびきがかかるような地域、煙塵及び金属粉・石粉が堆積する地域)における不具合。
- (2)使用部位に関するもの 一水が滞留する部分、高温、多湿となる部分に使用されたことに起因する—
  - ①台所、浴室、トイレ等の極端に湿気の多い場所で発生した不具合。
  - ②高温環境下にある熱源の近傍における不具合。
- (3)施工後の問題に起因するもの
  - ①居住者(管理人を含む)または第三者による維持管理不行き届き並びに故意・過失による不具合。
  - ②施工後の外力によって発生した損傷。
  - ③外装材施工完了後の増改築や補修あるいは設備機器・看板等の取り付け工事による不具合。
  - ④たわし・ブラシ等の不適切な器具および薬品を用いた洗浄または不適切な高圧洗浄による不具合。
  - ⑤内部結露による裏面からの不具合。
- (4)製品に起因しない不具合
  - ①建築・躯体の構造および仕様に関わる設計および施工不良、または建築基準法および関係法規に違反した仕様による不具合。
  - ②下地材の品質、下地材の腐食・腐朽または経年変化による下地材の反り、くるいによる不具合。
  - ③防腐、防蟻等の化学薬品で処理された木材等との組み合わせた使用による不具合。
  - ④シーリングを使用した箇所およびそれに関わる不具合。
  - ⑤天災、地震、火災等の不可抗力による災害により発生した不具合。
  - ⑥施工当時実用化された技術では予測が不可能な現象による不具合。
  - ⑦その他、ニチハ株式会社または工事店の責に帰さない事由によるもの。
- (5)不具合を放置したために拡大した被害に関するもの
  - ①保証期間経過後に申し出たものまたは保証期間内に生じたものでも発見後1年以上申し出がなかった場合。
  - ②保証書または保証申請書の原本を紛失した場合、あるいは保証書または保証申請書に事実と異なる記載がある場合。

ニチハ金属外装工事店は、ニチハホームページをご覧ください。▶ <http://www.nichiha.co.jp/builder/index.html>

HP



各種情報提供サービス



外壁材の施工体制

※ニチハ金属保証システムに関する詳しい内容は、最寄りの弊社営業所までお問い合わせください。